

産後ケアのご案内



出産後、困ったことや不安を抱えながら育児をされていませんか？

お母さんと赤ちゃんと一緒に宿泊や日帰りや、または、助産師等がご自宅へお伺いして、授乳、育児などのケアを受けることができます。

産後ケアの内容

- 授乳、乳房ケア、あやし方、沐浴、夜泣きなどへの対応のしかたをお伝えする。
- お母さんにゆっくり食事や休息をとっていただく。
- お母さんご自身や赤ちゃんについての不安や心配事へアドバイスをさせていただきます。等

利用できる方

- 筑後市に住民票がある産後1年未満の赤ちゃんとお母さん
- ご家族等からの家事や育児の援助を十分に受けられない方
- 心身の不調や赤ちゃんのことで不安なことや心配なことがある方
(医療が必要な方は利用できません)

利用料金・期間	世帯区分 (市民税の状況)	利用料	利用限度	利用時間
ショートステイ (宿泊型)	課税	4,600円/1泊2日	6泊7日	午前10時～ 翌午前10時 (昼・夕・朝3食付)
	非課税	1,000円/1泊2日		
デイサービス (日帰り型)	課税	1,900円/日	7日	午前10時～ 午後4時 (昼食付)
	非課税	300円/日		
アウトリーチ (訪問型)	課税	1,000円/回	3回	1時間～ 2時間
	非課税	300円/回		

※生活保護受給世帯は、いずれも利用料は無料です。

※利用料の減免を受ける場合は、証明する書類が必要な場合があります。

※利用料は、利用終了時に施設へお支払いいただきます。なお、利用料以外にも費用がかかる場合があります。詳しくは利用施設にお尋ねください。

利用施設	筑後市			八女市			久留米市
	筑後市立 病院	小林ディースク リニック	虹之風 (R4.5月～)	公立八女 総合病院	池田 産婦人科	藤本 産婦人科	のぞえの丘 病院
ショートステイ		●		●	●	●	●
デイサービス		●	●	●	●	●	●
アウトリーチ	●		●				●

利用方法は裏面へ

【ご利用方法】

①利用申請

利用希望日のおおむね1週間前までに、こども家庭サポートセンターに申請書を提出してください。

必要書類

- ・ 筑後市産後ケア事業利用申請書
※窓口または市のホームページからダウンロードできます。
- ・ (必要な方のみ) 世帯全員の非課税証明書または生活保護証明書

②利用の決定

利用が決定したら「産後ケア事業利用承認通知書」を送付します。
※ベッドの空き状況によっては、希望する施設が利用できない場合があります。

変更・キャンセル等

利用決定後、変更やキャンセルする場合は、利用日の3日前の午前中までに、こども家庭サポートセンターへ連絡してください。
※連絡せずに変更やキャンセルした場合は、利用料等をお支払いいただく場合があります。

③利用開始

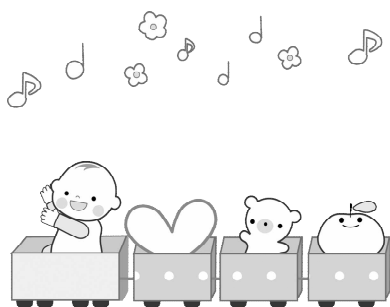
利用中は、利用施設の指示をおまもりください。
不安なことや相談したいことがあれば、医師、助産師等にご相談ください。

準備するもの

- ・ 母子健康手帳
- ・ ご自身とお子様の健康保険証
- ・ 子ども医療証
- ・ 利用施設から指示されたもの

④終了

利用料金は、直接利用施設にお支払いください。
利用終了後、体調確認等のため保健師等から連絡することがあります。



【申請・問合せ先】
筑後市こども家庭サポートセンター
TEL：0942-48-1968
E-mail：kodomo-support@city.chikugo.lg.jp